

新型コロナウイルス感染症検査機関等設備整備事業補助金の  
二次募集の実施の延長について (依頼)

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
標記につきまして、このたび大阪府より別添の通知がありました。内容につきましては、  
下記の通りであります。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

1) 補助金の概要

※詳細につきましては、大阪府ホームページ等をご確認くださいようお願い申し上げます。

※問合せ先：大阪府コールセンター (06-7166-9988)

<補助事業者>

大阪府内に所在する医療機関、病原体遺伝子検査（病原体核酸検査）もしくは血清学（免疫血清学検査）の登録のある衛生検査所又は地方衛生研究所等のうち、知事が適当と認めるもの

<対象となる機器>

1. 次世代シーケンサー
2. リアルタイムPCR装置（全自動PCR検査装置を含む）
3. 等温遺伝子増幅装置
4. 全自動化学発光酵素免疫測定装置
5. 1から4に付帯する備品等

<対象経費>

対象となる機器の導入に伴う以下の経費

- ・ 備品購入費
- ・ 工事請負費（検査機器の設置にかかる経費に限る）
- ・ 使用料及び賃借料（検査機器のリース料に限る）
- ・ 補助及び交付金

<基準額>

知事が必要と認めた額（補助率：10分の10）



\* 留意点

・ 令和3年度事業については「令和3年4月1日以降の発注」及び「令和4年3月31日までの納品」が必須です。

・ 提出期限：令和4年2月28日（月）

〈※郵送及びメールの両方提出が必須。どちらかのみ提出は、無効。ただし郵送は、消印有効。〉

\* 大阪府ホームページ（QRコードからのアプローチも可能/関係様式が下記サイトに掲載）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/kensa.html>